

(19)日本国特許庁(JP)

(12)特許公報(B2)

(11)特許番号
特許第7608833号
(P7608833)

(45)発行日 令和7年1月7日(2025.1.7)

(24)登録日 令和6年12月23日(2024.12.23)

(51)国際特許分類 F I
G 0 6 F 21/44 (2013.01) G 0 6 F 21/44

請求項の数 7 (全26頁)

(21)出願番号	特願2021-2808(P2021-2808)	(73)特許権者	000002945 オムロン株式会社 京都府京都市下京区塩小路通堀川東入南 不動堂町801番地
(22)出願日	令和3年1月12日(2021.1.12)	(74)代理人	110001195 弁理士法人深見特許事務所
(65)公開番号	特開2022-108027(P2022-108027 A)	(72)発明者	村山 信次 京都府京都市下京区塩小路通堀川東入南 不動堂町801番地 オムロン株式会社内
(43)公開日	令和4年7月25日(2022.7.25)	審査官	塩澤 如正
審査請求日	令和5年11月9日(2023.11.9)		

最終頁に続く

(54)【発明の名称】 制御装置、管理方法およびセキュリティプログラム

(57)【特許請求の範囲】

【請求項1】

複数のデバイスを含む制御装置であって、

制御プログラムを実行する制御エンジンと、

前記制御エンジンでの前記制御プログラムの実行可否を管理するセキュリティエンジンとを備え、

前記セキュリティエンジンは、

前記複数のデバイスの各々から取得された識別情報を用いて固有情報を生成する生成手段と、

予め生成された第1の固有情報を保持する保持手段と、

照合の要求に従って前記生成手段により生成される第2の固有情報と、前記第1の固有情報とを照合する照合手段と、

前記制御プログラムの実行開始要求にตอบสนองして、前記照合の要求を行い、前記照合手段から得られる照合結果に基づいて、前記制御プログラムの実行可否を判定する許可手段とを含み、

前記生成手段は、前記複数のデバイスのうち第1のグループに属する第1のデバイスについて、当該デバイスの種別を識別する第1の識別情報を前記識別情報として選択し、前記複数のデバイスのうち第2のグループに属する第2のデバイスについて、当該デバイスを個別に識別する第2の識別情報を前記識別情報として選択する、制御装置。

【請求項2】

10

20

前記複数のデバイスの各々は、前記第 2 の識別情報を保持し、

前記第 2 の識別情報は、前記第 1 の識別情報と、前記第 1 の識別情報によって識別される種別のデバイスの個体に対してユニークに割り当てられる第 3 の識別情報との組み合わせであり、

前記生成手段は、前記第 2 の識別情報から前記第 1 の識別情報を取得する、請求項 1 に記載の制御装置。

【請求項 3】

前記複数のデバイスは、前記制御エンジンを有する制御デバイスと、前記セキュリティエンジンを有するセキュリティデバイスとを含む、請求項 1 または 2 に記載の制御装置。

【請求項 4】

前記保持手段は、外部装置との間で、分散型台帳の形式で前記第 1 の固有情報を保持する、請求項 1 から 3 のいずれか 1 項に記載の制御装置。

【請求項 5】

前記照合手段は、前記第 2 の固有情報と前記外部装置が保持する前記第 1 の固有情報とをさらに照合する、請求項 4 に記載の制御装置。

【請求項 6】

複数のデバイスを含む制御装置において実行される管理方法であって、

予め生成された第 1 の固有情報を保持するステップと、

制御プログラムの実行開始要求に応答して、前記複数のデバイスの各々から取得された識別情報を用いて第 2 の固有情報を生成するステップと、

前記第 1 の固有情報と前記第 2 の固有情報とを照合するステップと、

照合結果に基づいて、前記制御プログラムの実行可否を判定するステップとを備え、

前記生成するステップは、

前記複数のデバイスのうち第 1 のグループに属する第 1 のデバイスについて、当該デバイスの種別を識別する第 1 の識別情報を前記識別情報として選択するステップと、
前記複数のデバイスのうち第 2 のグループに属する第 2 のデバイスについて、当該デバイスを個別に識別する第 2 の識別情報を前記識別情報として選択するステップとを含む、管理方法。

【請求項 7】

複数のデバイスを含む制御装置において実行される管理方法をコンピュータに実行させるセキュリティプログラムであって、

前記管理方法は、

予め生成された第 1 の固有情報を保持するステップと、

制御プログラムの実行開始要求に応答して、前記複数のデバイスの各々から取得された識別情報を用いて第 2 の固有情報を生成するステップと、

前記第 1 の固有情報と前記第 2 の固有情報とを照合するステップと、

照合結果に基づいて、前記制御プログラムの実行可否を判定するステップとを備え、

前記生成するステップは、

前記複数のデバイスのうち第 1 のグループに属する第 1 のデバイスについて、当該デバイスの種別を識別する第 1 の識別情報を前記識別情報として選択するステップと、
前記複数のデバイスのうち第 2 のグループに属する第 2 のデバイスについて、当該デバイスを個別に識別する第 2 の識別情報を前記識別情報として選択するステップとを含む、セキュリティプログラム。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本開示は、制御装置、管理方法およびセキュリティプログラムに関する。

【背景技術】

【0002】

様々な製造現場において、P L C (Programmable Logic Controller) などの制御装

10

20

30

40

50

置が導入されている。このような制御装置は、一種のコンピュータであり、製造装置または製造設備などに応じて設計された制御プログラムを実行する。

【 0 0 0 3 】

近年では、既に製造現場での稼働実績のある制御装置から制御プログラムを抜き取り、別の製造現場内で新たな制御装置が作られて、抜き取られた制御プログラムが利用されるという問題が発生している。

【 0 0 0 4 】

特開 2 0 0 8 - 0 6 5 6 7 8 号公報（特許文献 1）は、このような問題に対処する一の方法を開示する。具体的には、特許文献 1 は、P L C が、制御プログラムを暗号化したプログラムが設備機器に固有なプログラムであるか否かを判断し、設備機器に固有なプログラムであれば、当該プログラムから制御プログラムを復号し、制御プログラムを実行して設備機器を制御する方法を開示する。

10

【先行技術文献】

【特許文献】

【 0 0 0 5 】

【文献】特開 2 0 0 8 - 0 6 5 6 7 8 号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【 0 0 0 6 】

特許文献 1 で示された方法では、P L C は、予め入力された識別データと暗号ルールとを格納する記憶手段を備え、当該識別データを用いて、暗号化したプログラムが設備機器に固有なプログラムであるか否かを判断する。暗号化したプログラムが設備機器に固有なプログラムであると判断された場合、P L C は、暗号ルールに従って、暗号化したプログラムを復号することにより制御プログラムを得て、当該制御プログラムを利用する。そのため、暗号化したプログラムだけでなく、識別データおよび暗号ルールも抜き取られた場合、制御プログラムの利用が図られてしまう。すなわち、特許文献 1 で示された方法では、制御プログラムという知的財産の保護を図る上で改善の余地があった。

20

【 0 0 0 7 】

本開示は、制御プログラムという知的財産の保護を図ることを一つの目的とする。

【課題を解決するための手段】

30

【 0 0 0 8 】

本開示の一例に従うと、1 以上のデバイスを含む制御装置は、制御プログラムを実行する制御エンジンと、制御エンジンでの制御プログラムの実行可否を管理するセキュリティエンジンとを備える。セキュリティエンジンは、生成手段と、保持手段と、照合手段と、許可手段とを含む。生成手段は、1 以上のデバイスの各々から取得された識別情報を用いて固有情報を生成する。保持手段は、予め生成された第 1 の固有情報を保持する保持手段と、照合手段は、照合の要求に従って生成手段により生成される第 2 の固有情報と、第 1 の固有情報とを照合する。許可手段は、制御プログラムの実行開始要求に応答して、照合の要求を行い、照合手段から得られる照合結果に基づいて、制御プログラムの実行可否を判定する。生成手段は、1 以上のデバイスの各々について、当該デバイスの種別を識別する第 1 の識別情報および当該デバイスを個別に識別する第 2 の識別情報からセキュリティポリシーに応じて識別情報を選択する。

40

【 0 0 0 9 】

この構成によれば、セキュリティエンジンは、予め生成された第 1 の固有情報を基準に、制御プログラムの実行開始要求に応答して生成される第 2 の固有情報を照合し、その照合結果に応じて制御プログラムの実行可否を判定する。固有情報は、各デバイスの種別を識別する第 1 の識別情報および各デバイスを個別に識別する第 2 の識別情報から選択された識別情報から生成される。そのため、制御装置のソフトウェア（第 1 の固有情報および制御プログラムを含む）およびハードウェアをコピーすることにより新たな制御装置を製作した場合、当該新たな制御装置に含まれるデバイスの識別情報から生成される第 2 の固

50

有情報は、第1の固有情報と不一致となり得る。その結果、セキュリティエンジンによって管理された環境下とは異なる環境下での制御プログラムの起動を防ぐことができる。すなわち、制御プログラムという知的財産を保護することができる。

【0010】

さらに、デバイスの種別を識別する第1の識別情報およびデバイスを個別に識別する第2の識別情報からセキュリティポリシーに応じて識別情報が選択される。そのため、制御プログラムの開発者は、制御プログラムに対するセキュリティ対策の優先度を考慮して、セキュリティポリシーを適宜設定できる。その結果、セキュリティエンジンにおけるセキュリティレベルを任意に変更できる。

【0011】

上述の開示において、セキュリティポリシーは、第1のポリシー、第2のポリシーおよび第3のポリシーの中から予め設定される。第1のポリシーは、1以上のデバイスの各々について第1の識別情報を選択するポリシーである。第2のポリシーは、1以上のデバイスのうち第1のグループに属する第1のデバイスについて第1の識別情報を選択し、1以上のデバイスのうち、第1のグループよりもセキュリティ対策の優先度の高い第2のグループに属する第2のデバイスについて第2の識別情報を選択するポリシーである。第3のポリシーは、1以上のデバイスの各々について第2の識別情報を選択するポリシーである。

【0012】

この開示によれば、開発者は、制御プログラムに対するセキュリティ対策の優先度を考慮して、セキュリティエンジンにおけるセキュリティレベルを任意に変更できる。

【0013】

上述の開示において、1以上のデバイスの各々は、第2の識別情報を保持する。第2の識別情報は、第1の識別情報と、第1の識別情報によって識別される種別のデバイスの個体に対してユニークに割り当てられる第3の識別情報との組み合わせである。生成手段は、第2の識別情報から第1の識別情報を取得する。この開示によれば、各デバイスは、第2の識別情報のみを記憶しておけばよい。

【0014】

上述の開示において、1以上のデバイスは、制御エンジンを有する制御デバイスと、セキュリティエンジンを有するセキュリティデバイスとを含む。

【0015】

この開示によれば、制御プログラムに対する変更の自由度を満たす必要のある制御エンジンと、セキュリティ上、変更の自由度が好まれないセキュリティエンジンとを、互いに異なるデバイスによって実現することで、各エンジンの特性に応じたデバイス設計を可能にする。

【0016】

上述の開示において、保持手段は、外部装置との間で、分散型台帳の形式で第1の固有情報を保持する。

【0017】

この開示によれば、第1の固有情報は、より改竄困難な状態で保持される。これにより、制御プログラムという知的財産のセキュリティレベルを高めることができる。

【0018】

上述の開示において、照合手段は、第2の固有情報と外部装置が保持する第1の固有情報とをさらに照合する。

【0019】

この開示によれば、不正に制御装置をコピーした第三者は、制御プログラムを実行させるために、外部装置が保持する第1の固有情報を改竄する必要が生じる。そのため、制御プログラムのセキュリティレベルをさらに高めることができる。

【0020】

本開示の別の一例によれば、1以上のデバイスを含む制御装置において実行される管理方法は、第1～第4のステップを備える。第1のステップは、予め生成された第1の固有

10

20

30

40

50

情報を保持するステップである。第2のステップは、制御プログラムの実行開始要求に応答して、1以上のデバイスの各々から取得された識別情報を用いて第2の固有情報を生成するステップである。第3のステップは、第1の固有情報と第2の固有情報とを照合するステップである。第4のステップは、照合結果に基づいて、制御プログラムの実行可否を判定するステップである。第2のステップ（生成するステップ）は、1以上のデバイスの各々について、当該デバイスの種別を識別する第1の識別情報および当該デバイスを個別に識別する第2の識別情報からセキュリティポリシーに応じて識別情報を選択するステップを含む。

【0021】

本開示の別の一例によれば、セキュリティプログラムは、上記の管理方法をコンピュータに実行させる。

10

【0022】

これらの開示によっても、制御プログラムという知的財産の保護を図ることができる。

【発明の効果】

【0023】

本開示によれば、制御プログラムという知的財産の保護を図ることができる。

【図面の簡単な説明】

【0024】

【図1】実施の形態に係る制御装置を適用した場面の一例を示す図である。

【図2】本実施の形態に係る制御装置1を含む制御システム10の全体構成を示す模式図である。

20

【図3】本実施の形態に従う制御装置1を構成する制御ユニット100のハードウェア構成例を示す模式図である。

【図4】本実施の形態に従う制御装置1を構成するセキュリティユニット200のハードウェア構成例を示す模式図である。

【図5】制御装置1に含まれる各デバイスが有する識別情報40の一例を示す図である。

【図6】制御プログラム140の実行可否の判断方法の流れを示す図である。

【図7】制御ユニット100およびセキュリティユニット200の機能構成の一例を示すブロック図である。

【図8】本実施の形態における、制御プログラム140の実行開始要求を受けたときの処理手順を示すシーケンス図である。

30

【図9】分散型台帳の形式で保持される管理情報30の一例を示す図である。

【図10】新たなブロック50が生成される際に機能するセキュリティユニット200の機能構成を示す図である。

【図11】変形例1における、制御プログラム140の実行開始要求を受けたときの処理手順を示すシーケンス図である。

【図12】変形例2における、制御プログラム140の実行開始要求を受けたときの処理手順の別の例を示すシーケンス図である。

【発明を実施するための形態】

【0025】

40

以下、図面を参照しつつ、本発明に従う各実施の形態について説明する。以下の説明では、同一の部品および構成要素には同一の符号を付してある。それらの名称および機能も同じである。したがって、これらについての詳細な説明は繰り返さない。なお、以下で説明される各実施の形態および各変形例は、適宜選択的に組み合わせてもよい。

【0026】

§1. 適用例

本実施の形態にかかる制御システムの概略について説明する。図1は、実施の形態に係る制御装置1を適用した場面の一例を示す図である。図1に示されるように、制御装置1は、制御対象を制御するための制御プログラム140と、制御プログラム140を実行する制御エンジン142と、制御エンジン142での制御プログラム140の実行可否を管

50

理するセキュリティエンジン 230 とを備える。

【0027】

制御装置 1 は、1 以上のデバイスを含む。制御プログラム 140 が実行されることで各デバイスが制御され、各デバイスが制御されることで、制御対象である製造設備などが制御される。

【0028】

セキュリティエンジン 230 は、許可部 232 と、生成部 234 と、保持部 236 と、照合部 238 とを含む。

【0029】

許可部 232 は、制御エンジン 142 から制御プログラム 140 の開始要求を受けて、当該制御プログラム 140 の実行可否を判断する。

10

【0030】

生成部 234 は、制御装置 1 を構成する 1 以上のデバイスの各々から取得された識別情報を用いて固有情報を生成する。生成部 234 は、1 以上のデバイスの各々について、当該デバイスの種別を識別する第 1 の識別情報および当該デバイスを個別に識別する第 2 の識別情報からセキュリティポリシーに応じて識別情報を選択する。固有情報は、このようにして取得された識別情報を用いて生成されるため、制御装置 1 の構成が変わることに応じて変化する。

【0031】

保持部 236 は、制御装置 1 について予め生成された固有情報 20 を含む管理情報 30 を保持する。保持部 236 は、固有情報 20 が不正に改竄されることを防止するため、所定条件を満たす場合のみ管理情報 30 の更新を許可する。所定条件とは、たとえば予め設定されたアクセス ID およびパスワードと入力情報とが一致するという条件である。

20

【0032】

照合部 238 は、照合の要求に従って生成部 234 によって生成された固有情報 22 と、管理情報 30 に含まれる固有情報 20 とを照合する。照合とは、一致するか否かを判定することを意味する。

【0033】

次に、図 1 に示すステップ 1 から順に、制御装置 1 において実行される制御プログラムの実行可否の管理方法について説明する。なお、図 1 および以下の説明において、ステップを単に「S」と記す。

30

【0034】

S1：生成部 234 は、予め、制御装置 1 の固有情報 20 を生成する。保持部 236 は、予め生成された固有情報 20 を含む管理情報 30 を保持する。

【0035】

S2：許可部 232 は、制御プログラム 140 の開始要求を受け取る。なお、図 1 に示す例では、制御エンジン 142 が、開始要求を行うものとしているが、セキュリティエンジン 230 が開始要求を受け付ける受付部を備えていてもよい。

【0036】

S3：許可部 232 は、制御プログラム 140 の開始要求に応じて、照合部 238 に照合の要求を行う。

40

【0037】

S4：照合部 238 は、照合の要求に応じて、生成部 234 に対して固有情報 22 の生成を要求する。

【0038】

S5：生成部 234 は、生成の要求に応じて、制御装置 1 が備える 1 以上のデバイスから識別情報を取得し、取得した識別情報を用いて固有情報 22 を生成する。生成部 234 は、各デバイスについて、当該デバイスの種別を識別する第 1 の識別情報および当該デバイスを個別に識別する第 2 の識別情報からセキュリティポリシーに応じて識別情報を選択する。なお、生成部 234 は、1 以上のデバイスの全てについて第 1 の識別情報を選択し

50

てもよいし、1以上のデバイスの全てについて第2の識別情報を選択してもよい。あるいは、生成部234は、1以上のデバイスのうち一部のデバイスについて第1の識別情報を選択し、残りのデバイスについて第2の識別情報を選択してもよい。セキュリティポリシーは、制御装置1に対して予め設定される。

【0039】

S6：照合部238は、管理情報30に含まれている、予め生成された固有情報20と、照合の要求を受けたタイミングで生成された固有情報22とを照合して照合結果を得る。

【0040】

S7：照合部238は、得られた照合結果を許可部232に提供する。許可部232は、提供された照合結果に基づいて、制御プログラム140の実行可否を判定する。具体的には、許可部232は、照合結果が一致を示すことに応じて、制御プログラム140の実行を許可する。許可部232は、照合結果が不一致を示すことに応じて、制御プログラム140の実行を禁止する。

10

【0041】

S8：許可部232は、照合結果に基づいて判定した結果（許可または禁止）を、制御エンジン142に対して提供する。制御エンジン142は、許可部232の判定結果が「許可」である場合に限って、制御プログラム140を実行する。

【0042】

制御装置1によって管理された環境を実現するための制御プログラム140の開発は、制御装置1を利用する会社とは別の会社が行うこともある。このような場合に、制御プログラム140および制御プログラム140を利用できる環境が容易に模倣されてしまうと、制御プログラム140を開発する会社の知的財産を十分に保護することができない。

20

【0043】

制御装置1を模倣する場合、制御プログラム140を実行するために、制御装置1のハードウェアおよびソフトウェアの双方がコピーされる。ソフトウェアがコピーされるということは、制御プログラム140だけでなく、制御エンジン142およびセキュリティエンジン230を動作させるためのシステムプログラムもコピーされる。さらに、ソフトウェアのコピーにより、セキュリティエンジン230によって保持されている管理情報30についてもコピーされる。

【0044】

一方、ハードウェアについては、制御装置1を構成する各デバイスに代わるデバイスを設置することにより、制御装置1が模倣される。制御装置1を模倣した別の制御装置では、制御装置1とは異なるデバイスから取得された識別情報を用いて固有情報22が生成される。そのため、固有情報22は、コピーされた管理情報30に含まれる固有情報20と不一致となり得る。特に、少なくとも1つのデバイスについて第2の識別情報を取得するようにセキュリティポリシーを設定することにより、固有情報22は、固有情報20と一致しない。あるいは、制御装置1を構成する少なくとも1つのデバイスについて、当該デバイスと同じ機能を有する別の機種 of デバイスを用いて模倣した場合、当該デバイスについて第1の識別情報を取得したとしても、固有情報22は、固有情報20と一致しない。その結果、セキュリティエンジン230によって管理された環境下とは異なる環境下での制御プログラム140の起動を防ぐことができる。すなわち、制御プログラム140という知的財産を保護することができる。

30

40

【0045】

なお、制御装置1を模倣した別の制御装置において、各デバイスの識別情報を改竄することにより、固有情報22が固有情報20と一致し得る。しかしながら、制御装置1を構成するデバイスの個数は数十となることもあり、このような場合に、数十のデバイスすべてについて、当該デバイスの識別情報を改竄する必要が生じる。そのため、制御プログラム140によって管理される制御装置1を模倣するには、多くの労力を要することとなる。

【0046】

また、本実施の形態では、デバイスの種別を識別する第1の識別情報およびデバイスを

50

個別に識別する第2の識別情報からセキュリティポリシーに応じて識別情報が選択される。たとえば、制御プログラム140の開発者は、故障や定期メンテナンスなどで交換が想定されるデバイスについて、第1の識別情報を選択することによりセキュリティ対策の優先度を低くしてもよい。これにより、開発者は、デバイス交換などの保守性と知的財産保護とのバランスをとることができる。

【0047】

§2. 具体例

< A. 制御システム >

図2は、本実施の形態に係る制御装置1を含む制御システム10の全体構成を示す模式図である。図2を参照して、制御システム10は、1以上の制御装置1と、上位機器3とを備える。

10

【0048】

制御装置1は、制御対象を制御する。制御対象は、生産工程を自動化するための種々の産業用機器を含み、製造装置や生産ラインなど(以下、「フィールド」とも総称する。)に対して何らかの物理的な作用を与える装置と、フィールドとの間で情報を遣り取りする入出力装置とを含む。なお、生産ライン全体を制御対象としてもよい。

【0049】

制御装置1は、情報系ネットワーク2を介して、上位機器3および他の制御装置1と通信可能に接続される。情報系ネットワーク2は、たとえば、Ethernet/IP(登録商標)または、ベンダやOS(Operating System)の種類などに依存することなくデータ交換を実現することができるOPCUA(Object Linking and Embedding for Process Control Unified Architecture)などの通信規格に従ったネットワークである。

20

【0050】

制御装置1は、1以上のデバイスを含む。図2に示す例では、制御装置1は、制御ユニット100、セキュリティユニット200、I/O(Input/Output)ユニット300、通信カプラ400などから構成される。なお、以下では、制御装置1を構成する各ユニットおよび通信カプラを総じて「デバイス」とも称する。

【0051】

制御ユニット100は、制御装置1を構成する制御デバイスの一例であって、制御対象を制御するための制御プログラムを実行し、制御装置1において中心的な処理を実行する。

30

【0052】

セキュリティユニット200は、制御装置1を構成するセキュリティデバイスの一例であって、制御ユニット100での制御プログラムの実行可否を管理する。制御プログラムの実行可否の管理方法は、後述する。

【0053】

制御ユニット100とセキュリティユニット200との間は、たとえば、任意のデータ伝送路(例えば、PCI ExpressあるいはEthernet/IP(登録商標)など)を介して接続されている。

【0054】

I/Oユニット300は、制御装置1を構成するデバイスの一例であって、一般的な入出力処理に関するユニットである。I/Oユニット300は、各種センサ、各種スイッチ、エンコーダなどを含むI/Oデバイスから検出値を収集する。

40

【0055】

制御ユニット100とI/Oユニット300とは、内部バスを介して通信可能に接続されている。制御ユニット100は、I/Oユニット300により収集された検出値を用いて制御プログラムの演算を実行し、演算結果の値をI/Oユニット300に出力する。

【0056】

通信カプラ400は、フィールドネットワーク4を介して制御ユニット100と通信可能に接続される。通信カプラ400は、フィールドネットワーク4でのデータ伝送にかかる処理を行う。通信カプラ400は、たとえば、内部バスを介して1または複数のI/O

50

ユニット300と通信可能に接続される。通信カプラ400に接続された1または複数のI/Oユニット300の各々により収集された検出値は、フィールドネットワーク4を介して制御ユニット100に出力される。

【0057】

フィールドネットワーク4としては、典型的には、各種の産業用イーサネット（登録商標）を用いることができる。産業用イーサネット（登録商標）としては、例えば、EthernetCAT（登録商標）、Profinet IRT、MECHATROLINK（登録商標）-III、Powerlink、SERCOS（登録商標）-III、CIP Motionなどが知られており、これらのうちのいずれを採用してもよい。さらに、産業用イーサネット（登録商標）以外のフィールドネットワークを用いてもよい。例えば、モーション制御を行わない場合であれば、DeviceNet、Component/IP（登録商標）などを用いてもよい。

10

【0058】

制御装置1を構成する各デバイスは、識別情報40を有する。典型的には、識別情報40は、SGTIN（Serialized Global Trade Item Number）のような個体識別コードである。

【0059】

なお、制御装置1を構成するデバイスは、図2に示したデバイスに限られない。制御装置1を構成するデバイスは、たとえば、電源を供給する電源ユニット、I/Oユニット300ではサポートしない機能を有する特殊ユニット、設備や機械などによって人の安全が脅かされることを防止するためのセーフティ機能を提供するセーフティユニットなどを含み得る。また、制御装置1を構成するデバイスは、たとえば、制御ユニット100または他のユニットでの制御演算によって得られる各種情報をオペレータへ提示するとともに、オペレータからの操作に従って、制御ユニット100または他のユニットに対して内部コマンドなどを生成するHMI（Human Machine Interface）を含み得る。

20

【0060】

上位機器3は、制御システム100内のサーバ、またはクラウドサーバ等のような外部サーバ、または制御装置1に比較して高い性能を備えたPLC、または産業用のコンピュータ（所謂IPC：Industrial Personal Computer）として構成される。

【0061】

< B . ハードウェア構成 >

本実施の形態に従う制御装置1を構成する主なデバイスのハードウェア構成例について説明する。

【0062】

(b 1 . 制御ユニット)

図3は、本実施の形態に従う制御装置1を構成する制御ユニット100のハードウェア構成例を示す模式図である。図3を参照して、制御ユニット100は、主たるコンポーネントとして、CPU（Central Processing Unit）やGPU（Graphical Processing Unit）などのプロセッサ102と、チップセット104と、主記憶装置106と、二次記憶装置108と、通信コントローラ110と、USBコントローラ112と、メモリカードインターフェイス114と、フィールドネットワークコントローラ116と、内部バスコントローラ118と、情報系ネットワークコントローラ120とを含む。

40

【0063】

プロセッサ102は、二次記憶装置108またはメモリカード115に格納された各種プログラムを読み出して、主記憶装置106に展開して実行することで、制御対象を制御するための制御演算、および、後述するような、制御プログラムの実行開始要求にかかる処理を実現する。

【0064】

主記憶装置106は、DRAM（Dynamic Random Access Memory）またはSRAM（Static Random Access Memory）などの揮発性記憶装置などで構成される。二次記憶

50

装置 108 は、例えば、HDD (Hard Disc Drive) または SSD (Solid State Drive) などの不揮発性記憶装置などで構成される。

【0065】

チップセット 104 は、プロセッサ 102 と各コンポーネントとの間のデータの遣り取りを仲介することで、制御ユニット 100 全体としての処理を実現する。

【0066】

二次記憶装置 108 には、制御ユニット 100 の基本的な機能を実現するためのシステムプログラム 1082 に加えて、設備や機械などの制御対象に応じて作成される制御プログラム 140 と、制御ユニット 100 を識別するための識別情報 40 とが格納されている。

【0067】

システムプログラム 1082 には、認証プログラム 130 が組み込まれている。認証プログラム 130 は、制御プログラム 140 を起動する際に実行されるプログラムであって、セキュリティユニット 200 に向けて、起動する制御プログラム 140 の実行の許可を要求するためのプログラムである。また、システムプログラム 1082 は、制御プログラム 140 を実行する制御エンジンとしての機能を提供する。

【0068】

制御プログラム 140 は、たとえば、基本的なアルゴリズムがプログラム開発会社によって作成された知的財産である。たとえば、ユーザは、制御装置 1 に応じてパラメータを設定することで、プログラム開発会社により提供された制御プログラム 140 を実行可能な環境を整える。

【0069】

通信コントローラ 110 は、セキュリティユニット 200 との間のデータの遣り取りを担当する。通信コントローラ 110 としては、例えば、PCI Express あるいはイーサネット (登録商標) などに対応する通信チップを採用できる。

【0070】

USB コントローラ 112 は、USB 接続を介して任意の情報処理装置との間のデータの遣り取りを担当する。任意の情報処理装置は、たとえば、制御プログラム 140 の作成または編集、デバッグ、各種パラメータの設定などの機能をユーザに提供するサポート装置などを含む。

【0071】

メモ리카ードインターフェイス 114 は、記憶媒体の一例であるメモ리카ード 115 を着脱可能に構成される。メモ리카ードインターフェイス 114 は、メモ리카ード 115 に対して制御プログラム 140 や各種設定などのデータを書込み、あるいは、メモ리카ード 115 から制御プログラム 140 や各種設定などのデータを読み出すことが可能になっている。

【0072】

フィールドネットワークコントローラ 116 は、フィールドネットワーク 4 を介した他の装置との間のデータの遣り取りを制御する。

【0073】

内部バスコントローラ 118 は、内部バスを介した他の装置 (I/O ユニット 300 など) との間のデータの遣り取りを制御する。内部バスには、メーカー固有の通信プロトコルを用いてもよいし、いずれかの産業用ネットワークプロトコルと同一あるいは準拠した通信プロトコルを用いてもよい。

【0074】

情報系ネットワークコントローラ 120 は、情報系ネットワーク 2 を介した他の制御装置 1 との間のデータの遣り取りを制御する。

【0075】

図 3 には、プロセッサ 102 がプログラムを実行することで必要な機能が提供される構成例を示したが、これらの提供される機能の一部または全部を、専用のハードウェア回路 (例えば、ASIC または FPGA など) を用いて実装してもよい。あるいは、制御ユニ

10

20

30

40

50

ット100の主要部を、汎用的なアーキテクチャに従うハードウェア（例えば、汎用パソコンをベースとした産業用パソコン）を用いて実現してもよい。この場合には、仮想化技術を用いて、用途の異なる複数のOSを並列的に実行させるとともに、各OS上で必要なアプリケーションを実行させるようにしてもよい。

【0076】

（b2．セキュリティユニット）

図4は、本実施の形態に従う制御装置1を構成するセキュリティユニット200のハードウェア構成例を示す模式図である。図4を参照して、セキュリティユニット200は、主たるコンポーネントとして、CPUやGPUなどのプロセッサ202と、チップセット204と、主記憶装置206と、二次記憶装置208と、通信コントローラ210と、USBコントローラ212と、メモリカードインターフェイス214と、情報系ネットワークコントローラ220とを含む。

10

【0077】

プロセッサ202は、二次記憶装置208またはメモリカード215に格納された各種プログラムを読み出して、主記憶装置206に展開して実行することで、制御ユニット100での制御プログラムの実行可否を管理する機能を実現する。主記憶装置206は、DRAMまたはSRAMなどの揮発性記憶装置などで構成される。二次記憶装置208は、例えば、HDDまたはSSDなどの不揮発性記憶装置などで構成される。

【0078】

チップセット204は、プロセッサ202と各コンポーネントとの間のデータの遣り取りを仲介することで、セキュリティユニット200全体としての処理を実現する。

20

【0079】

二次記憶装置208には、セキュリティユニット200の基本的な機能を実現するためのシステムプログラム2082に加えて、識別情報40および管理情報30が格納されている。

【0080】

システムプログラム2082には、セキュリティプログラム240が組み込まれている。セキュリティプログラム240は、制御装置1において実行される制御プログラム140の実行可否を管理するためのプログラムである。すなわち、セキュリティプログラム240は、制御プログラム140の実行可否を管理するセキュリティエンジンとしての機能を提供する。

30

【0081】

管理情報30は、制御装置1を構成する1以上のデバイスから取得した識別情報40を用いて生成される固有情報を管理するための情報である。固有情報は、制御プログラム140の実行を許可するか否かを判定する際の基準となる情報として利用される。固有情報については、後述する。

【0082】

通信コントローラ210は、制御ユニット100との間のデータの遣り取りを担当する。通信コントローラ210としては、制御ユニット100に通信コントローラ210と同様に、例えば、PCI Expressあるいはイーサネット（登録商標）などに対応する通信チップを採用できる。

40

【0083】

USBコントローラ212は、USB接続を介して任意の情報処理装置との間のデータの遣り取りを担当する。任意の情報処理装置は、たとえば、セキュリティプログラム240の設定などの機能をユーザに提供するサポート装置などを含む。

【0084】

メモリカードインターフェイス214は、記憶媒体の一例であるメモリカード215を着脱可能に構成される。メモリカードインターフェイス214は、メモリカード215に対してプログラムや各種設定などのデータを書込み、あるいは、メモリカード215からプログラムや各種設定などのデータを読み出すことが可能になっている。

50

【 0 0 8 5 】

情報系ネットワークコントローラ 2 2 0 は、情報系ネットワーク 2 を介した他の制御装置 1 との間のデータの遣り取りを制御する。情報系ネットワークコントローラ 2 2 0 は、イーサネット（登録商標）などの汎用的なネットワークプロトコルを採用してもよい。

【 0 0 8 6 】

図 4 には、プロセッサ 2 0 2 がプログラムを実行することで必要な機能が提供される構成例を示したが、これらの提供される機能の一部または全部を、専用のハードウェア回路（例えば、ASIC または FPGA など）を用いて実装してもよい。あるいは、セキュリティユニット 2 0 0 の主要部を、汎用的なアーキテクチャに従うハードウェア（例えば、汎用パソコンをベースとした産業用パソコン）を用いて実現してもよい。この場合には、仮想化技術を用いて、用途の異なる複数の OS を並列的に実行させるとともに、各 OS 上で必要なアプリケーションを実行させるようにしてもよい。

10

【 0 0 8 7 】

なお、図 3 および図 4 を参照して、制御装置 1 は、情報系ネットワーク 2 へ、制御ユニット 1 0 0 の情報系ネットワークコントローラ 1 2 0 を介して接続されていてもよく、また、セキュリティユニット 2 0 0 の情報系ネットワークコントローラ 2 2 0 を介して接続されていてもよい。本実施の形態において、制御装置 1 は、セキュリティユニット 2 0 0 の情報系ネットワークコントローラ 2 2 0 を介して接続されているものとして説明する。

【 0 0 8 8 】

< C . 識別情報 >

図 5 は、制御装置 1 に含まれる各デバイスが有する識別情報 4 0 の一例を示す図である。図 5 には、SGTIN である識別情報 4 0 が示される。SGTIN は、流通システム標準化機関 GS 1 によって標準化された電子タグに書き込むための識別コードの 1 つであり、商品用の個別識別コードである。識別情報 4 0 は、デバイスを個別に識別するため、第 2 の識別情報である。

20

【 0 0 8 9 】

図 5 に示されるように、識別情報 4 0 は、デバイスの種別を識別する商品識別コードである識別情報 4 2 と、当該識別情報 4 2 によって識別される種別のデバイスの個体に対してユニークに割り当てられるシリアル番号 4 4 （第 3 の識別情報）との組み合わせである。識別情報 4 2 は、デバイスの種別を識別するため、第 1 の識別情報である。

30

【 0 0 9 0 】

識別情報 4 2 は、流通システム標準化機関 GS 1 によって標準化された商品識別コード GTIN (Global Trade Item Number) である。GTIN は、インジケータと、事業者コードと、商品アイテムコードと、チェックデジットとによって構成される。

【 0 0 9 1 】

< D . セキュリティポリシー >

制御プログラム 1 4 0 の開発者は、制御プログラム 1 4 0 に対するセキュリティポリシーを設定する。なお、セキュリティポリシーの設定は、制御プログラム 1 4 0 の開発者に限定されず、他の者によって実行されてもよい。セキュリティポリシーは、セキュリティプログラム 2 4 0 に予め設定される。

40

【 0 0 9 2 】

本実施の形態では、セキュリティポリシーは、以下のポリシー (A) ~ (C) の中から予め設定される。

ポリシー (A) : 全てのデバイスについて識別情報 4 0 (第 2 の識別情報) を選択する。
ポリシー (B) : 第 1 のグループに属する第 1 のデバイスについて識別情報 4 2 (第 1 の識別情報) を選択し、第 1 のグループよりもセキュリティ対策の優先度の高い第 2 のグループに属する第 2 のデバイスについて識別情報 4 0 (第 2 の識別情報) を選択する。
ポリシー (C) : 全てのデバイスについて識別情報 4 2 (第 1 の識別情報) を選択する。

【 0 0 9 3 】

たとえば、開発者は、制御プログラム 1 4 0 が模倣される可能性が高く、かつ、制御プ

50

プログラム 140 のセキュリティレベルを高めたい場合、ポリシー (A) を設定する。開発者は、制御プログラム 140 が模倣される可能性が低い場合、あるいは、制御プログラム 140 の知的財産としての価値が高くない場合、ポリシー (B) またはポリシー (C) を設定する。

【0094】

ポリシー (B) を設定する場合、開発者は、第 1 のグループに属するデバイスの商品識別コード GTIN (識別情報 42) と、第 2 のグループに属するデバイスの商品識別コード GTIN (識別情報 42) とを予め設定する。

【0095】

< E . 制御プログラムの実行可否の判断方法の概略 >

図 6 は、制御プログラム 140 の実行可否の判断方法の流れを示す図である。なお、図 6 に示す例では、図面を簡略にするため、制御装置 1 を構成する制御ユニット 100 およびセキュリティユニット 200 以外のユニット (I / O ユニット 300、通信カブラ 400 など) の記載を省略している。

【0096】

制御ユニット 100 は、まず、セキュリティユニット 200 に向けて制御プログラム 140 の実行可否判定を要求する (図中の (1)) 。

【0097】

制御ユニット 100 からの判定要求を受けて、セキュリティユニット 200 は、制御装置 1 を構成する 1 以上のデバイスから識別情報 40 の収集を行う (図中の (2)) 。

【0098】

セキュリティユニット 200 は、予め設定されたセキュリティポリシーに従って、各デバイスの識別情報 40 (SGTIN) および識別情報 40 に含まれる識別情報 42 (GTIN) のうちの一方を選択する (図中の (3)) 。上記のポリシー (A) が設定されている場合、セキュリティユニット 200 は、全てのデバイスについて、識別情報 40 を選択する。上記のポリシー (B) が設定されている場合、セキュリティユニット 200 は、第 1 のグループに設定されている商品識別コード GTIN に対応するデバイスについて識別情報 42 を選択する。さらに、セキュリティユニット 200 は、第 2 のグループに設定されている商品識別コード GTIN に対応するデバイスについて識別情報 40 を選択する。上記のポリシー (C) が設定されている場合、セキュリティユニット 200 は、全てのデバイスについて、識別情報 42 を選択する。

【0099】

セキュリティユニット 200 は、各デバイスについて選択された識別情報 (識別情報 40 または識別情報 42) に基づいて、固有情報 22 としてシステムハッシュ値を生成する (図中の (4)) 。システムハッシュ値は、制御装置 1 を構成するデバイスのうちセキュリティユニット 200 を除く他のデバイスの識別情報 40 を引数とし、公知のハッシュ関数を利用することで得られる。

【0100】

セキュリティユニット 200 は、識別情報 40 を用いて生成された固有情報 22 (システムハッシュ値) と管理情報 30 によって管理されている固有情報 20 とを照合し、一致するか否かを判定する (図中の (5)) 。

【0101】

図中の (5) において、新たに生成された固有情報 22 と、管理情報 30 によって管理されている固有情報 20 とを照合し、一致する場合、制御装置 1 は、正規に管理された装置であることが保証される。一方、一致しない場合、制御装置 1 は、管理情報 30 によって管理されていない制御装置である可能性がある。

【0102】

セキュリティユニット 200 は、(5) の処理で得られた照合結果に基づいて、(1) で要求された制御プログラム 140 の実行可否判定を行う (図中の (6)) 。セキュリティユニット 200 は、照合結果が「一致」を示すことに応じて、制御プログラム 140 の

10

20

30

40

50

実行を許可する。

【 0 1 0 3 】

セキュリティユニット 2 0 0 は、制御ユニット 1 0 0 に向けて制御プログラム 1 4 0 の実行可否を示す判定結果を通知する（図中の（ 7 ））。

【 0 1 0 4 】

< F . 機能構成 >

図 7 は、制御ユニット 1 0 0 およびセキュリティユニット 2 0 0 の機能構成の一例を示すブロック図である。図 7 において、破線の矢印は、指示に関する流れを示す。実線の矢印は、情報の流れを示す。

【 0 1 0 5 】

図 7 に示されるように、制御ユニット 1 0 0 は、制御プログラム実行部 1 4 4 と、認証部 1 3 2 とを含む。これらの各機能は、制御ユニット 1 0 0 のプロセッサ 1 0 2 がシステムプログラム 1 0 8 2 を実行することで実現する。

【 0 1 0 6 】

制御プログラム実行部 1 4 4 は、制御プログラム 1 4 0 を実行するために機能する。制御プログラム実行部 1 4 4 は、制御プログラム 1 4 0 の実行開始要求を受けて、認証部 1 3 2 に対して、制御プログラム 1 4 0 の認証を要求する。認証とは、制御プログラム 1 4 0 の実行環境が、制御装置 1 が保持する管理情報 3 0 によって管理されている環境であるか否かを認証することであって、制御プログラム 1 4 0 を実行してよい環境であるかを認証することである。

【 0 1 0 7 】

認証部 1 3 2 は、判定要求部 1 3 4 と、識別情報送信部 1 3 6 と、識別情報収集部 1 3 8 とを含む。制御プログラム実行部 1 4 4 から認証の要求を受けると、判定要求部 1 3 4 は、セキュリティユニット 2 0 0 の許可部 2 3 2 に対して、制御プログラム 1 4 0 の実行可否判定を要求する。

【 0 1 0 8 】

識別情報送信部 1 3 6 は、識別情報収集部 1 3 8 が収集した制御装置 1 を構成する各デバイスの識別情報 4 0 をセキュリティユニット 2 0 0 に送信する。

【 0 1 0 9 】

識別情報収集部 1 3 8 は、セキュリティユニット 2 0 0 の生成部 2 3 4 からの要求を受けて、制御装置 1 を構成する各デバイスの識別情報 4 0 を収集する。識別情報収集部 1 3 8 は、制御プログラム 1 4 0 の実行可否を判定するときに加えて、新たな固有情報（システムハッシュ値）を管理情報 3 0 に登録するときにも、セキュリティユニット 2 0 0 から識別情報 4 0 の収集を要求される。なお、本実施の形態においては、識別情報収集部 1 3 8 は、制御装置 1 を構成するデバイスのうち、セキュリティユニット 2 0 0 を除くデバイスの各々から識別情報 4 0 を収集する。なお、固有情報であるシステムハッシュ値の生成に用いられる識別情報 4 0 に、セキュリティユニット 2 0 0 の識別情報 4 0 を含めてもよい。

【 0 1 1 0 】

認証部 1 3 2 は、制御プログラム実行部 1 4 4 から制御プログラム 1 4 0 の認証が要求された後、セキュリティユニット 2 0 0 の許可部 2 3 2 から制御プログラム 1 4 0 の実行可否の判定結果を受ける。認証部 1 3 2 は、セキュリティユニット 2 0 0 から受けた判定結果に従った処理をする。認証部 1 3 2 は、実行を許可できる旨の判定結果を得た場合、制御プログラム実行部 1 4 4 に向けて、制御プログラム 1 4 0 の実行を開始するように通知する。一方、認証部 1 3 2 は、実行が許可できない旨の判定結果を得た場合、制御プログラム実行部 1 4 4 に向けて、制御プログラム 1 4 0 の実行を禁止するよう指示する。

【 0 1 1 1 】

セキュリティユニット 2 0 0 は、許可部 2 3 2 と、生成部 2 3 4 と、保持部 2 3 6 と、照合部 2 3 8 とを含む。これらの各機能は、セキュリティユニット 2 0 0 のプロセッサ 2 0 2 がセキュリティプログラム 2 4 0 を実行することで実現する。

10

20

30

40

50

【 0 1 1 2 】

許可部 2 3 2 は、判定部 2 3 2 2 と照合要求部 2 3 2 4 とを含む。判定部 2 3 2 2 は、判定部 2 3 2 2 が含まれるセキュリティユニット 2 0 0 の照合部 2 3 8 および他のセキュリティユニット 2 0 0 の照合部 2 3 8 から得られる照合結果に基づいて、制御プログラム 1 4 0 の実行を許可するか否かを判定し、判定結果を制御ユニット 1 0 0 の認証部 1 3 2 に通知する。照合要求部 2 3 2 4 は、照合部 2 3 8 に対して、固有情報の照合を要求する。

【 0 1 1 3 】

生成部 2 3 4 は、固有情報であるシステムハッシュ値を生成する。生成部 2 3 4 は、収集要求部 2 3 4 2 とシステムハッシュ値演算部 2 3 4 4 とを含む。

【 0 1 1 4 】

収集要求部 2 3 4 2 は、照合部 2 3 8 から、または、保持部 2 3 6 からシステムハッシュ値の生成を要求されたときに機能する。照合部 2 3 8 は、照合を開始するときにシステムハッシュ値の生成を要求する。保持部 2 3 6 は、たとえば、制御装置 1 が正規に変更された場合など、制御装置 1 を構成するデバイスが変更されて、変更後の制御装置 1 の固有情報を管理情報 3 0 に新たに登録するときにシステムハッシュ値の生成を要求する。収集要求部 2 3 4 2 は、制御ユニット 1 0 0 の識別情報収集部 1 3 8 に対して、識別情報 4 0 の収集を要求する。

【 0 1 1 5 】

システムハッシュ値演算部 2 3 4 4 は、識別情報送信部 1 3 6 から送られた各デバイスの識別情報 4 0 を用いてシステムハッシュ値を生成する。システムハッシュ値演算部 2 3 4 4 は、典型的には、公知のハッシュ関数に利用されるアルゴリズムを利用してシステムハッシュ値を生成する。

【 0 1 1 6 】

システムハッシュ値演算部 2 3 4 4 は、予め設定されているセキュリティポリシーに従って、識別情報 4 0 (S G T I N) および識別情報 4 0 の一部である識別情報 4 2 (G T I N) の中から、システムハッシュ値の生成に用いる識別情報を選択する。システムハッシュ値演算部 2 3 4 4 は、各デバイスについて選択した識別情報 (識別情報 4 0 または識別情報 4 2) を用いて、固有情報としてシステムハッシュ値を生成する。

【 0 1 1 7 】

システムハッシュ値演算部 2 3 4 4 は、照合部 2 3 8 からシステムハッシュ値の生成が要求されている場合には、照合部 2 3 8 に生成したシステムハッシュ値を送る。また、システムハッシュ値演算部 2 3 4 4 は、保持部 2 3 6 からシステムハッシュ値の生成が要求されている場合には、保持部 2 3 6 に生成したシステムハッシュ値を送る。

【 0 1 1 8 】

保持部 2 3 6 は、保持部 2 3 6 からの要求に応じて生成された固有情報 2 0 (システムハッシュ値) を含む管理情報 3 0 を保持する。保持部 2 3 6 は、登録部 2 3 6 2 を含む。

【 0 1 1 9 】

登録部 2 3 6 2 は、制御装置 1 を構成するデバイスが変更され、変更後の制御装置 1 の固有情報 2 0 を新たに管理情報 3 0 内に登録し、当該固有情報 2 0 の管理を開始するときに機能する。登録部 2 3 6 2 は、予め設定されたアクセス ID およびパスワードと入力情報とが一致するという条件が満たされたことに応じて、処理を開始する。

【 0 1 2 0 】

登録部 2 3 6 2 は、生成部 2 3 4 に向けて固有情報 2 0 の生成を要求する。登録部 2 3 6 2 は、生成部 2 3 4 が生成した固有情報 2 0 を管理情報 3 0 の一部として登録する。

【 0 1 2 1 】

保持部 2 3 6 は、照合部 2 3 8 からの要求に応じて、管理情報 3 0 に含まれる固有情報 2 2 を照合部 2 3 8 に送信する。

【 0 1 2 2 】

照合部 2 3 8 は、照合要求部 2 3 2 4 の要求を受けて、生成部 2 3 4 に対して、固有情報 2 2 の生成を要求する。また、照合部 2 3 8 は、照合要求部 2 3 2 4 の要求を受けて、

10

20

30

40

50

保持部 236 に対して、管理情報 30 に含まれる固有情報 20 の送信を要求する。照合部 238 は、システムハッシュ値演算部 2344 から送られた固有情報 22 と、保持部 236 から送られた固有情報 20 とを照合し、照合した結果を判定部 2322 に送る。

【0123】

< G . シーケンス図 >

図 8 は、本実施の形態における、制御プログラム 140 の実行開始要求を受けたときの処理手順を示すシーケンス図である。なお、以下では、シーケンスを単に「SQ」と記載する。

【0124】

SQ102 において、制御ユニット 100 は、制御プログラムの開始要求をセキュリティユニット 200 に向けて通知する。

10

【0125】

SQ104 において、セキュリティユニット 200 は、識別情報 40 の収集を制御ユニット 100 に向けて要求する。

【0126】

SQ106 において、制御ユニット 100 は、制御装置 1 を構成する各デバイスの識別情報 40 をセキュリティユニット 200 に向けて送る。

【0127】

SQ108 において、セキュリティユニット 200 は、セキュリティポリシーに従って、各デバイスについて識別情報 40 (SGTIN) および識別情報 40 の一部である識別情報 42 (GTIN) のうちの 1 つの識別情報を選択する。

20

【0128】

SQ110 において、セキュリティユニット 200 は、各デバイスについて選択された識別情報を用いて固有情報 22 (システムハッシュ値) を生成する。

【0129】

SQ112 において、セキュリティユニット 200 は、生成された固有情報 22 と、管理情報 30 内の固有情報 20 (システムハッシュ値) とを照合して照合結果を得る。

【0130】

SQ114 において、セキュリティユニット 200 は、SQ112 によって得られる照合結果に基づいて、制御プログラムの実行の可否を判定する。具体的には、セキュリティユニット 200 は、照合結果が「一致」を示すことに応じて、制御プログラムの実行を許可する。一方、セキュリティユニット 200 は、照合結果が「不一致」を示すことに応じて、制御プログラムの実行を禁止する。

30

【0131】

S116 において、セキュリティユニット 200 は、制御ユニット 100 に向けて判定結果を通知する。

【0132】

< H . 変形例 >

(h1 . 変形例 1)

セキュリティエンジン 230 の保持部 236 は、他の装置との間で、分散型台帳の形式で管理情報 30 を保持してもよい。たとえば、管理情報 30 は、上位機器 3 との間で、分散型台帳の形式で保持される。この場合、管理情報 30 は、公知の分散型台帳技術を利用して制御装置 1 および上位機器 3 によって管理および共有される。あるいは、管理情報 30 は、他の制御装置 1 との間で、分散型台帳の形式で保持されてもよい。この場合、管理情報 30 は、公知の分散型台帳技術を利用して複数の制御装置 1 によって管理および共有される。あるいは、管理情報 30 は、クラウド上において、分散型台帳の形式で保持されてもよい。管理情報 30 は、分散型台帳の形式で保持されるため、改竄されにくくなる。

40

【0133】

図 9 は、分散型台帳の形式で保持される管理情報 30 の一例を示す図である。図 9 に示されるように、管理情報 30 は、ひと繋ぎの複数のブロック 50 で構成される。各ブロッ

50

ク50は、あるタイミングにおける制御装置1の構成から得られる固有情報20（システムハッシュ値）を少なくとも含む。ブロック50は、制御装置1を構成するデバイスに変更が生じた場合に生成される。各ブロック50内の情報は更新されることがなく、新たなブロック50は、最新のブロック50に関連して生成される。

【0134】

具体的には、各ブロック50は、ブロックハッシュ値52と、システム構成情報54と、ナンス56とを含む。システム構成情報54は、セキュリティユニット200の識別情報40と、当該セキュリティユニット200を含む制御装置1の固有情報20（システムハッシュ値）とを含む。

【0135】

ブロックハッシュ値52は、前ブロックの情報を示すユニークな情報である。ブロックハッシュ値52は、たとえば、前ブロックの情報を引数とし、公知のハッシュ関数に従って得られた戻り値である。

【0136】

図9には、ブロック50-1から順にブロック50-nまでが管理情報30に含まれている状況で、制御装置1のデバイス構成に変更が生じ、新たなブロック50-n+1が管理情報30に追加されたときの管理情報30が示される。ブロック50-n+1は、ブロックハッシュ値52-nを含む。ブロックハッシュ値52-nは、ブロック50-nの情報を引数とし、公知のハッシュ関数に従って得られた戻り値である。

【0137】

ナンス56は、ブロック50を新たに生成する際に生成される数値であって、ブロック50が生成される度に生成される数値である。ナンス56は、ブロック50ごとにユニークな値となる。

【0138】

図10は、新たなブロック50が生成される際に機能するセキュリティユニット200の機能構成を示す図である。なお、図7を参照して説明した機能については、再度の説明を省略する。また、図10には、ブロック50-nまで格納されており、制御装置1を構成するデバイスが変更されたことに基づいて、新たにブロック50-n+1が格納される際のデータの流れが示されている。また、図10に示す例では、管理情報30は、上位機器3との間で分散型台帳の形式で保持される。

【0139】

上述のように、生成部234の収集要求部2342は、保持部236からの固有情報20（システムハッシュ値）の生成要求を受けて、制御ユニット100に対して識別情報40の収集を要求する。システムハッシュ値演算部2344は、制御ユニット100から送られた、制御装置1を構成する各デバイスの識別情報40に基づいて、固有情報20を生成する。

【0140】

保持部236の登録部2362は、配布部236Aと、マイニング部236Bと、ブロックハッシュ値演算部236Cとを含む。システムハッシュ値演算部2344は、生成した固有情報20を配布部236Aに送る。

【0141】

上位機器3は、マイニング部236Dと、ブロックハッシュ値演算部236Eと、管理情報30とを備える。

【0142】

配布部236Aは、固有情報20と、セキュリティユニット200の識別情報40とからシステム構成情報54を生成し、マイニング部236Bと上位機器3とに配布する。

【0143】

登録部2362のマイニング部236Bは、上位機器3のマイニング部236Dと協働してブロック50-n+1を生成する。

【0144】

10

20

30

40

50

登録部 2362 のブロックハッシュ値演算部 236C は、管理情報 30 に最後に登録されたブロック 50 からブロックハッシュ値 52 を生成する。図 8 に示す例では、最後に登録されたブロック 50 は、ブロック 50 - n であるから、ブロック 50 - n に基づいてブロックハッシュ値 52 - n が生成される。同様に、上位機器 3 のブロックハッシュ値演算部 236E も、管理情報 30 に最後に登録されたブロック 50 からブロックハッシュ値 52 を生成する。

【0145】

登録部 2362 のマイニング部 236B は、システム構成情報 54 およびブロックハッシュ値 52 - n に基づいて、生成するブロック 50 から得られる情報が所定の条件を満たすようにナンス 56 を設定してブロック 50 を生成する。なお、このように、ナンス 56 を設定して所定の条件を満たすブロック 50 を生成する処理は、マイニングと呼ばれる。上位機器 3 のマイニング部 236D もマイニングを行う。マイニング部 236B, 236D のうち、最も早くに所定の条件を満たすナンス 56 を見つけたマイニング部が生成したブロック 50 が、制御装置 1 および上位機器 3 の各々の管理情報 30 に格納される。

10

【0146】

すなわち、システム構成情報 54 を生成した主体と、ブロック 50 を生成した主体とは、異なる場合がある。

【0147】

このように、ブロック 50 は、制御装置 1 および上位機器 3 の各々の管理情報 30 に格納される。すなわち、制御装置 1 および上位機器 3 の各々の管理情報 30 は、改ざんされない限り、共通している。

20

【0148】

管理情報 30 に含まれる各ブロック 50 は、前のブロック 50 に基づいて得られるブロックハッシュ値 52 を含む。すなわち、一つのブロック 50 を改ざんした場合に、連鎖的に他のブロック 50 も改ざんする必要が生じることとなり、管理情報 30 の改竄には、多くの労力を要する。すなわち、管理情報 30 は、改竄困難な情報であるといえる。このような改竄困難な管理情報 30 に含まれる固有情報 20 を照合対象とすることにより、制御プログラム 140 の不正な複製利用を抑制できる。

【0149】

なお、一のブロック 50 を生成する方法は、図 9 および図 10 を参照して説明した方法に限られない。一のブロック 50 を生成する方法は、任意に設計されるものであってもよい。

30

【0150】

たとえば、制御装置 1 のセキュリティレベルに応じて、ブロック 50 の生成方法は選択されてもよい。たとえば、制御装置 1 のセキュリティレベルが高い場合、ブロック 50 を生成する過程のセキュリティレベル（透明性、厳格性）を下げるができる。一方、制御装置 1 のセキュリティレベルが低い場合、ブロック 50 を生成する過程のセキュリティレベル（透明性、厳格性）を上げる必要がある。

【0151】

具体的には、プライベート型またはコンソーシアム型のブロックチェーン技術を利用して分散型台帳の形式で管理情報 30 が保持されている場合、合意形成のハードルを下げ、合意形成に要する時間、すなわち、一のブロック 50 を生成して管理情報 30 に格納するまでに要する時間を短くできる。一方、パブリック型のブロックチェーン技術を利用して分散型台帳の形式で管理情報 30 が保持されている場合、合意形成のハードルを上げる必要がある。

40

【0152】

図 11 は、変形例 1 における、制御プログラム 140 の実行開始要求を受けたときの処理手順を示すシーケンス図である。なお、図 11 において、図 8 と共通する S Q 番号は、共通の処理であるものとする。以下、図 8 と異なる処理についてのみ説明する。すなわち、S Q 102 ~ S Q 112, S Q 116 の処理は、図 8 と共通しており、追加された S Q

50

120～SQ126について説明する。

【0153】

具体的には、SQ112のあとのSQ120において、セキュリティユニット200は、上位機器3に向けて、SQ110で生成した固有情報22（システムハッシュ値）を送信する。

【0154】

SQ122において、上位機器3は、管理情報30内の最新のブロック50に含まれる固有情報20と固有情報22とを照合して照合結果を得る。

【0155】

SQ124において、上位機器3は、SQ122で得られた照合結果をセキュリティユニット200に向けて送信する。

【0156】

SQ126において、セキュリティユニット200は、SQ112の照合結果とSQ124で得られた照合結果とに基づいて、制御プログラムの実行の可否を判定する。具体的には、セキュリティユニット200は、2つの照合結果のいずれも「一致」を示すことに応じて、制御プログラムの実行を許可する。一方、セキュリティユニット200は、2つの照合結果の少なくとも一方が「不一致」を示すことに応じて、制御プログラムの実行を禁止する。

【0157】

たとえば、制御装置1を不正に模倣することにより別の制御装置が生成された場合に、当該別の制御装置が保持する管理情報30が改竄され、当該別の制御装置の固有情報20が管理情報30内に登録されたものとする。この場合に、当該別の制御装置のセキュリティプログラムは、自装置内の管理情報30だけでなく、上位機器3の管理情報30との間でも照合を行う。そのため、上位機器3の管理情報30についても改竄しなければ制御プログラムの実行が許可されないため、セキュリティレベルを上げることができる。

【0158】

（h2．変形例2）

変形例2は、変形例1と同様に、管理情報30が他の装置（たとえば上位機器3）との間で分散型台帳の形式で保持される例であり、制御プログラム140の実行開始要求を受けたときの処理手順の点で異なる。

【0159】

図12は、変形例2における、制御プログラム140の実行開始要求を受けたときの処理手順の別の例を示すシーケンス図である。図12において、図11と共通するSQ番号は、共通の処理であるものとする。図12に示されるように、変形例2では、SQ112が省略され、SQ126の代わりにSQ128が実行される。

【0160】

SQ128では、セキュリティユニット200は、SQ124で得られた照合結果に基づいて、制御プログラムの実行の可否を判定する。具体的には、セキュリティユニット200は、照合結果が「一致」を示すことに応じて、制御プログラムの実行を許可する。一方、セキュリティユニット200は、照合結果が「不一致」を示すことに応じて、制御プログラムの実行を禁止する。

【0161】

このように、変形例2によれば、照合結果は、制御装置1が保持している管理情報30内の固有情報20と照合することで得られるものではなく、他の装置（たとえば上位機器3）が保持している管理情報30内の固有情報20と照合することにより得られる。

【0162】

制御装置1を不正に模倣することにより別の制御装置を設置する場合に、当該別の制御装置内のデータを改竄するよりも、上位機器3内のデータを改竄することの方が困難である。そのため、変形例2によれば、上位機器3の管理情報30についても改竄しなければ制御プログラムの実行が許可されないため、セキュリティレベルを上げることができる。

10

20

30

40

50

【 0 1 6 3 】

(h 3 . その他の変形例)

上記実施の形態において、制御プログラムを実行するプロセッサ 1 0 2 と、セキュリティプログラムを実行するプロセッサ 2 0 2 とは、互いに異なるデバイスが備えているものとした。なお、一のデバイスが、セキュリティプログラムを実行するプロセッサ 2 0 2 と、制御プログラムを実行するプロセッサ 1 0 2 とを備えていてもよい。

【 0 1 6 4 】

§ 3 . 付記

以上のように、上記の実施の形態および変形例による開示は以下のような開示を含む。

【 0 1 6 5 】

< 構成 1 >

1 以上のデバイスを含む制御装置 (1) であって、
制御プログラム (1 4 0) を実行する制御エンジン (1 4 2) と、
前記制御エンジンでの前記制御プログラムの実行可否を管理するセキュリティエンジン (2 3 0) とを備え、

前記セキュリティエンジンは、

前記 1 以上のデバイスの各々から取得された識別情報を用いて固有情報を生成する生成手段 (2 3 4) と、

予め生成された第 1 の固有情報を保持する保持手段 (2 3 6) と、

照合の要求に従って前記生成手段により生成される第 2 の固有情報と、前記第 1 の固有情報とを照合する照合手段 (2 3 8) と、

前記制御プログラムの実行開始要求に応答して、前記照合の要求を行い、前記照合手段から得られる照合結果に基づいて、前記制御プログラムの実行可否を判定する許可手段 (2 3 2) とを含み、

前記生成手段は、前記 1 以上のデバイスの各々について、当該デバイスの種別を識別する第 1 の識別情報 (4 2) および当該デバイスを個別に識別する第 2 の識別情報 (4 2) からセキュリティポリシーに応じて前記識別情報を選択する、制御装置。

【 0 1 6 6 】

< 構成 2 >

前記セキュリティポリシーは、第 1 のポリシー、第 2 のポリシーおよび第 3 のポリシーの中から予め設定され、

前記第 1 のポリシーは、前記 1 以上のデバイスの各々について前記第 1 の識別情報を選択するポリシーであり、

前記第 2 のポリシーは、前記 1 以上のデバイスのうち第 1 のグループに属する第 1 のデバイスについて前記第 1 の識別情報を選択し、前記 1 以上のデバイスのうち、前記第 1 のグループよりもセキュリティ対策の優先度の高い第 2 のグループに属する第 2 のデバイスについて前記第 2 の識別情報を選択するポリシーであり、

前記第 3 のポリシーは、前記 1 以上のデバイスの各々について前記第 2 の識別情報を選択するポリシーである、構成 1 に記載の制御装置。

【 0 1 6 7 】

< 構成 3 >

前記 1 以上のデバイスの各々は、前記第 2 の識別情報を保持し、

前記第 2 の識別情報は、前記第 1 の識別情報と、前記第 1 の識別情報によって識別される種別のデバイスの個体に対してユニークに割り当てられる第 3 の識別情報 (4 4) との組み合わせであり、

前記生成手段は、前記第 2 の識別情報から前記第 1 の識別情報を取得する、請求項 1 または 2 に記載の制御装置。

【 0 1 6 8 】

< 構成 4 >

前記 1 以上のデバイスは、前記制御エンジンを有する制御デバイス (1 0 0) と、前記

10

20

30

40

50

セキュリティエンジンを有するセキュリティデバイス(200)とを含む、構成1から3のいずれかに記載の制御装置。

【0169】

<構成5>

前記保持手段は、外部装置(3)との間で、分散型台帳の形式で前記第1の固有情報を保持する、構成1から4のいずれかに記載の制御装置。

【0170】

<構成6>

前記照合手段は、前記第2の固有情報と前記外部装置が保持する前記第1の固有情報とをさらに照合する、構成5に記載の制御装置。

10

【0171】

<構成7>

1以上のデバイスを含む制御装置(1)において実行される管理方法であって、
 予め生成された第1の固有情報を保持するステップ(S1)と、
 制御プログラム(140)の実行開始要求にตอบสนองして、前記1以上のデバイスの各々から取得された識別情報を用いて第2の固有情報を生成するステップ(S5, SQ108, SQ110)と、
 前記第1の固有情報と前記第2の固有情報とを照合するステップ(S6, SQ112)と、

照合結果に基づいて、前記制御プログラムの実行可否を判定するステップ(S8, SQ114)とを備え、

20

前記生成するステップは、前記1以上のデバイスの各々について、当該デバイスの種別を識別する第1の識別情報および当該デバイスを個別に識別する第2の識別情報からセキュリティポリシーに応じて前記識別情報を選択するステップ(SQ108)を含む、管理方法。

【0172】

<構成8>

1以上のデバイスを含む制御装置(1)において実行される管理方法をコンピュータに実行させるセキュリティプログラム(230)であって、

前記管理方法は、

予め生成された第1の固有情報を保持するステップ(S1)と、

制御プログラム(140)の実行開始要求にตอบสนองして、前記1以上のデバイスの各々から取得された識別情報を用いて第2の固有情報を生成するステップ(S5, SQ108, SQ110)と、

前記第1の固有情報と前記第2の固有情報とを照合するステップ(S6, SQ112)と、

照合結果に基づいて、前記制御プログラムの実行可否を判定するステップ(S8, SQ114)とを備え、

30

前記生成するステップは、前記1以上のデバイスの各々について、当該デバイスの種別を識別する第1の識別情報および当該デバイスを個別に識別する第2の識別情報からセキュリティポリシーに応じて前記識別情報を選択するステップ(SQ108)を含む、セキュリティプログラム。

40

【0173】

今回開示された実施の形態はすべての点で例示であって制限的なものではないと考えられるべきである。本発明の範囲は、上記した説明ではなく、特許請求の範囲によって示され、特許請求の範囲と均等の意味および範囲内でのすべての変更が含まれることが意図される。また、実施の形態および各変形例において説明された発明は、可能な限り、単独でも、組み合わせても、実施することが意図される。

【符号の説明】

【0174】

50

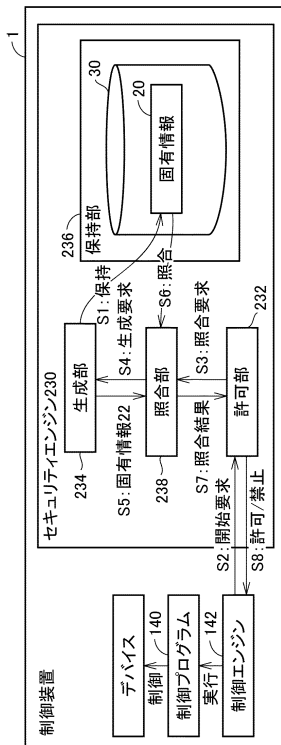
1 制御装置、2 情報系ネットワーク、3 上位機器、4 フィールドネットワーク、
 10 制御システム、20 固有情報(第1の固有情報)、22 固有情報(第2の固有情報)、30 管理情報、40 識別情報(第2の識別情報)、42 識別情報(第1の識別情報)、44 シリアル番号(第3の識別情報)、50 ブロック、52 ブロックハッシュ値、54 システム構成情報、56 ナンス、100 制御ユニット、102, 202 プロセッサ、104, 204 チップセット、106, 206 主記憶装置、108, 208 二次記憶装置、110, 210 通信コントローラ、112, 212 USBコントローラ、114, 214 メモリカードインターフェイス、115, 215 メモリカード、116 フィールドネットワークコントローラ、118 内部バスコントローラ、120, 220 情報系ネットワークコントローラ、130 認証プログラム、132 認証部、134 判定要求部、136 識別情報送信部、138 識別情報収集部、140 制御プログラム、142 制御エンジン、144 制御プログラム実行部、200 セキュリティユニット、230 セキュリティエンジン、232 許可部、234 生成部、236 保持部、236A 配布部、236B, 236D マイニング部、236C, 236E ブロックハッシュ値演算部、238 照合部、240 セキュリティプログラム、300 I/Oユニット、400 通信カプラ、1082, 2082 システムプログラム、2322 判定部、2324 照合要求部、2342 収集要求部、2344 システムハッシュ値演算部、2362 登録部。

10

【図面】

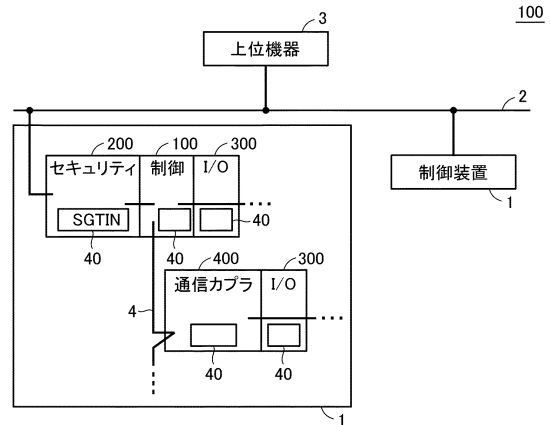
【図1】

図1



【図2】

図2



20

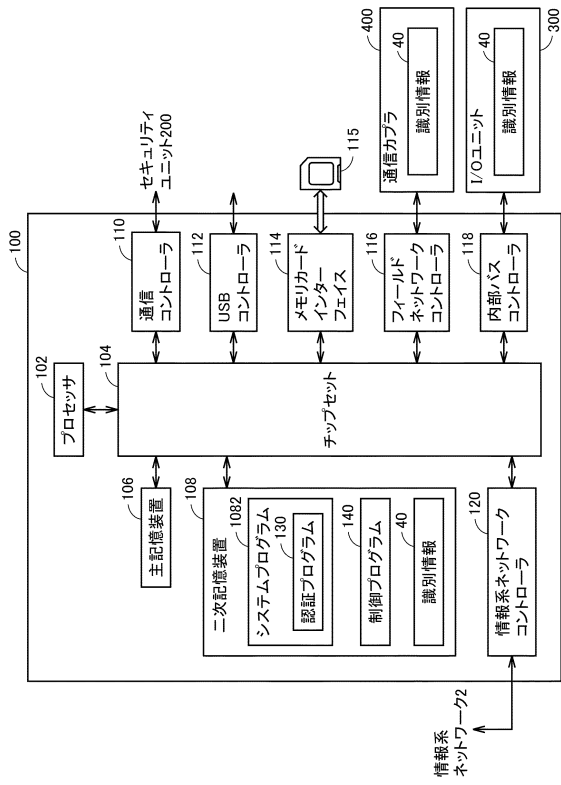
30

40

50

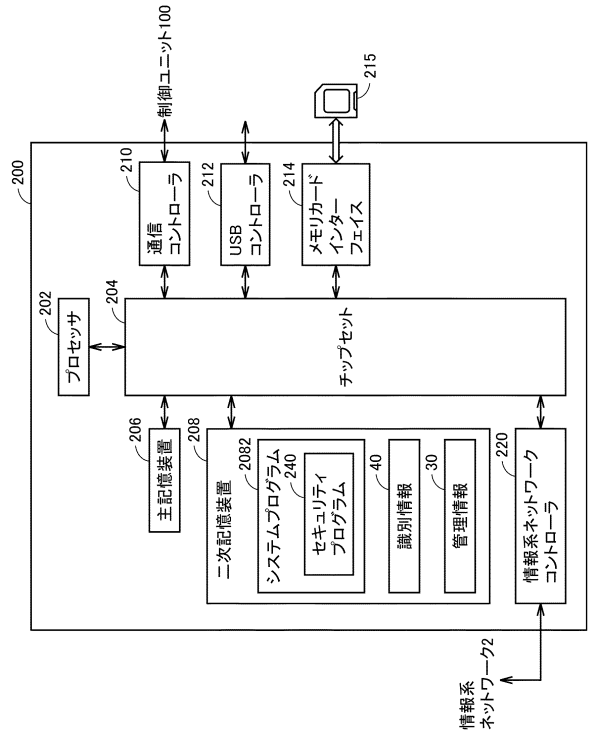
【図3】

図3



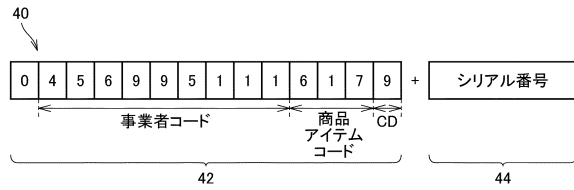
【図4】

図4



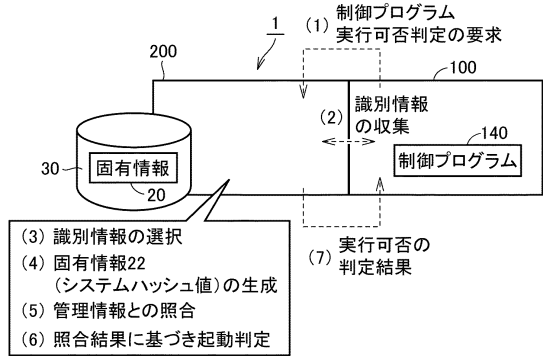
【図5】

図5



【図6】

図6



10

20

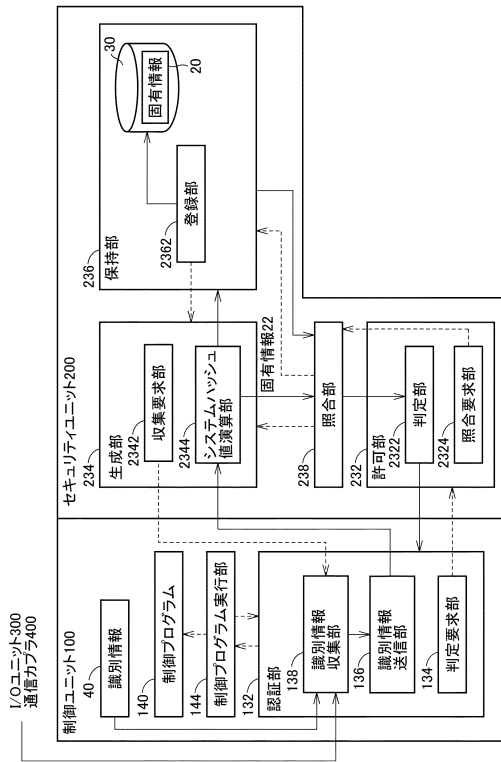
30

40

50

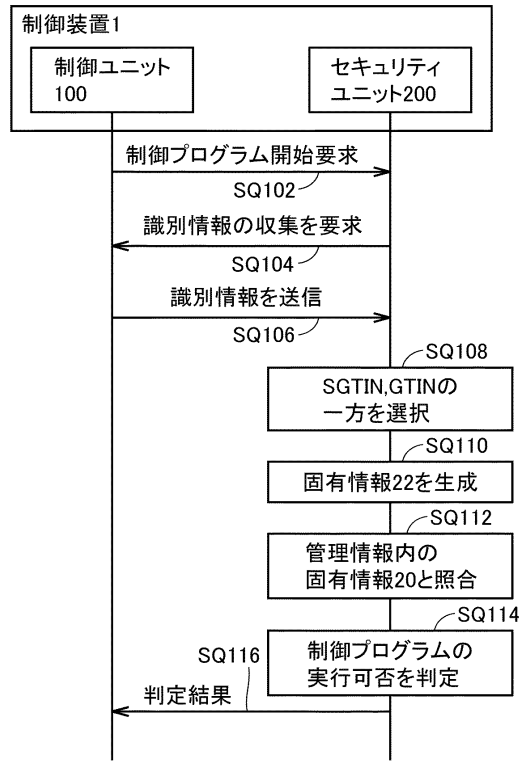
【図7】

図7



【図8】

図8

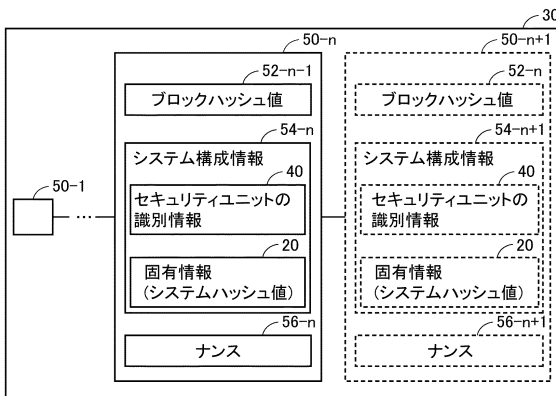


10

20

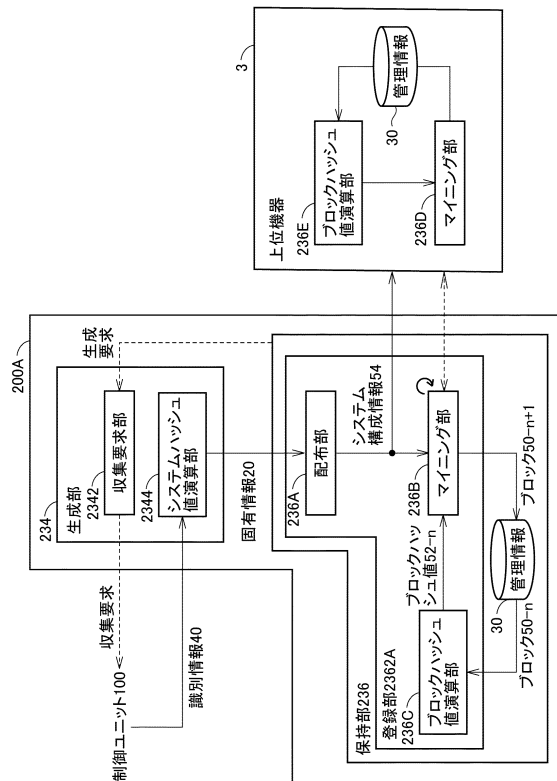
【図9】

図9



【図10】

図10



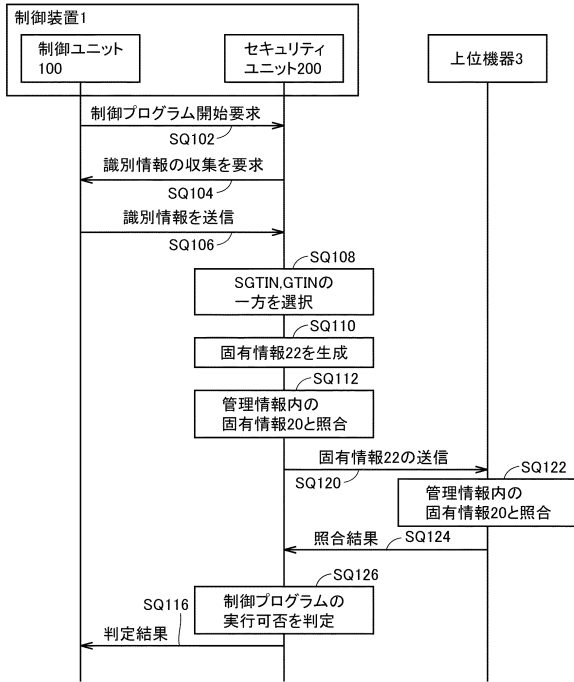
30

40

50

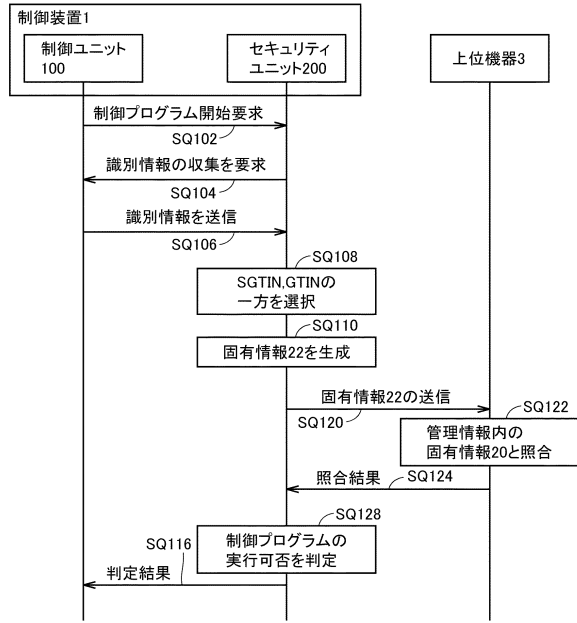
【 図 1 1 】

図11



【 図 1 2 】

図12



10

20

30

40

50

フロントページの続き

- (56)参考文献 国際公開第2020/261654(WO,A1)
国際公開第2015/181925(WO,A1)
- (58)調査した分野 (Int.Cl., DB名)
G06F 21/44